

## 認可外保育施設調査指導実施要綱

### 1 目的

この実施要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づき、認可外保育施設に入所している児童の安全確保等の観点から、認可外保育施設に対する調査指導の実施に必要な具体的事項を定めることを目的とする。

### 2 指導対象となる認可外保育施設

指導対象となる認可外保育施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない届出対象施設とする。

なお、届出対象外施設のうち、県に届け出ている認可外保育施設は指導対象とする。

### 3 定期立入調査及び指導基準の設定

- (1) 認可外保育施設に対しては、原則として年1回以上の立入調査を行うものとする。ただし、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査又は集団指導を実施するものとする。
- (2) 調査の効率化を図るため、前年度における立入調査の結果、適正な運営が概ね確保されている場合は、20時以降の保育又は宿泊を伴う保育を常時運営している認可外保育施設（いわゆる「ベビーホテル」）を除き、立入調査を実施しないことができるものとする。
- (3) 事業所内保育施設については、事業所の管理下にあることから、前年度における立入調査の結果、適正な運営が概ね確保されている場合は、立入調査を3年に1回とすることができる。
- (4) 立入調査未実施の認可外保育施設については、定期報告による書面調査を実施するものとする。
- (5) 認可外保育施設の指導を行うにあたっては、別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導基準」という。）により、所要の指導を行い、別表「評価基準」に基づき、評価を行う。

#### 4 立入調査の実施方法等

- (1) 立入調査は、1 認可外保育施設につき2人以上の職員により実施するものとする。
- (2) 立入調査を実施するときは、認可外保育施設立入調査通知書（第1号様式）により、施設の設置者に通知するものとする。ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、必要に応じて事前通知せずに特別立入調査を実施する。
- (3) 立入調査の期日、立入調査実施職員等を変更するときは、認可外保育施設立入調査変更通知書（第2号様式）により、施設の設置者に通知するものとする。

#### 5 指導基準不適合の認可外保育施設に対する措置

- (1) 調査の結果、指導基準に適合しない施設に対しては、次により行政指導として改善の指導又は改善の勧告、移転の勧告を行う。
  - ア 問題のある事項については、改善に要する期間を考慮して、猶予期間を付したうえ、認可外保育施設調査指導結果通知書（第3号様式）により、施設の設置者に改善を指導する。また、文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合は立入調査実施後）概ね1か月以内に改善されなければ、改善勧告書（第4号様式）により、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、改善勧告を行う。
  - イ 建物の構造等からみて改善することが不可能と思われる施設については、移転に要する期間を考慮して相当の猶予期間を付したうえ、文書で移転を勧告する。
- (2) (1)により改善指導、改善勧告又は移転勧告を行った認可外保育施設には、事後適当な時期に、立入調査対象施設の設置者に対し、認可外保育施設調査指導是正改善報告書（第5号様式）により、報告を徴収し、その内容を確認するとともに、必要に応じて、再度立入調査を実施し、改善措置の状況を確認する。
- (3) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表する。

## 6 事業停止命令又は施設閉鎖命令

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合で、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付し、法第59条第5項の規定により児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることとする（第6号様式）。

弁明の機会を付与する場合は、当該施設の設置者又は管理者に対し、予定されている命令の内容、命令の原因となる事実、弁明書の提出先及び提出期限等について、あらかじめ書面（第7号様式）をもって通知するものとする。

## 7 緊急時の対応

(1) 児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行う。

ア 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合

イ 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

ウ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(2) 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ずに、事業停止又は施設閉鎖を命じる。

## 8 証明書の交付

指導基準に適合する認可外保育施設に対し、別に定めるところにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付するものとする。

## 9 市町村長の協力

市町村長に対しては、管内の認可外保育施設の把握及び県が実施する認可外保育施設の立入調査の立会い等の協力を依頼するものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、昭和56年10月23日から施行する。
- 2 平成12年8月9日一部改正
- 3 平成13年10月4日一部改正
- 4 平成14年9月19日一部改正

- 5 平成15年8月7日一部改正
- 6 平成17年2月10日一部改正
- 7 平成21年10月2日一部改正
- 8 平成28年8月10日一部改正
- 9 令和元年8月5日一部改正
- 10 令和2年8月24日一部改正
- 11 令和2年10月5日一部改正
- 12 令和3年3月25日一部改正
- 13 令和3年5月19日一部改正